

広島県告示第四百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年四月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

東広島市河内町中河内字大道山一〇一九五の七・一〇一九五の八（以上二筆国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため